

こども・学生ボランティア助成 Q&A（高校・大学生枠）

番号	区分	質問	回答
1	申請	申請書類の作成等に慣れていないので、書類の作成の支援をしてもらえますか？	あいぽーとで申請書類の作成支援を行います。予約は必須ではありませんが、相談者が複数いらっしゃる場合、予約の方を優先しますので、事前に予約されることをお勧めします。
2	基本事項	助成事業の実施期間は、交付決定日から令和6年12月31日とありますが、具体的にいつから事業を開始できますか？先に必要な道具を購入してもよいでしょうか？	交付決定日（7月下旬を予定）からの事業の開始ですので、計画以外の活動の開始は原則認められません。そのため、交付決定の通知を受領後、物品などは購入されるようにしてください。交付決定の日付以後に発生した経費について、助成ができます。
3	基本事項	交付が決定された場合、事業の告知等をしてもらえますか？	事業の告知は、ホームページやSNS等のほか、掲載時期によってあいぽーと通信に掲載します。また、あいぽーとが発行する情報誌に、助成事業概要等の掲載を予定しています。
4	基本事項	交付決定後、助成金はいつ入金されますか？	原則として、事業終了後に助成金を交付します。そのため、実績報告書等を提出した後、きちんと事業がなされたかの審査を経て発送する確定通知書を受け取った後に請求することができます。ただし、事業終了前に助成金を交付することが適切と認める場合は、一括または分割して自洗に助成金を交付する「概算払い」を希望することができます。
5	対象事業	はじめから計画するような独自の活動にしか助成されませんか？	ボランティア・NPO等が行う既存の活動にボランティアとして参加する場合であっても、その活動へ関心を持ったきっかけ、活動に参加する意義・想い、活動後のビジョン等が明確であれば助成の対象となります。

6	対 象 事業	募金活動、寄附啓発活動は対象になりますか？	募金活動、寄附啓発活動は金品を集め、その後、団体や個人に金品を渡す活動ですので、対象となりません。
7	対 象 事業	啓発活動は対象ですか？	対象です。啓発を行うために、その問題に詳しい方（講師）を招いて講座、ワークショップ等を行うことも対象となります。ただし、参加者が特定のグループ（サークル内部のみなど）のみの場合、公益性の観点から、対象とならない場合がありますので、様々な方が参加できる開催方法を検討する必要があります。
8	対象 事業	こどもたちに向けた読み聞かせボランティアをしている団体ですが、その中に高校生もボランティアで来ています。助成の対象になりますか？	高校生たちの活動については、ボランティア団体として申請はできませんが、活動に責任を持つ大人が、5人以上の高校生たちの想い・計画を取りまとめた上、高校生たちが主体的に団体の活動に参加するのであれば、対象となります。ただし、この場合は高校生たちに係る費用（交通費、保険料等）のみが助成対象となり、受け入れる側の団体の経費を助成するものではない点にご注意ください。また、活動の主体は高校生です。実施報告においても、活動を通してどのような学びがあったか、などを記載していただきます。なお、受け入れる団体側の助成については、毎年秋にご案内している基金助成事業では対象としていますので、熊本市市民公益活動支援センター・あいぽーとお尋ねください。

9	対 象 事業	保護者同伴のボランティア活動も助成の対象ですか？	助成の対象です。ただし、保護者の保険料等経費の取り扱いについては、保護者が監督者である場合、子どもの人数と同数までが補助対象ですので、子どもの数を超える場合、助成対象外の経費となります。また、保護者が単なる参加者の場合は、助成の対象となりません。
10	対 象 経費	活動する高校生などへの謝礼（図書カード等）は対象となりますか？	対象となりません。活動者への謝礼・人件費は助成の対象とはなりません。
11	対 象 経費	ボランティア活動をした方へ、お菓子やお弁当を配布したいと考えていますが、対象となりますか？	参加賞として配布するようなお菓子やお弁当は、対象となりません。ただし、熱中症予防として配布する飲み物や低血糖を防ぐための飴、活動内容が茶話会などで、お菓子や飲み物を取る必要があるなど、活動に必要なものは対象となります。また、活動の内容が高齢者へ配布するお菓子作りや地域の伝統食づくり等、活動自体で食事等を作り、それを参加者等が食べる場合の食材費は、助成の対象となります。
12	対 象 経費	1日のみのイベント保険でなく、年間のボランティア保険に加入した場合、日割りや月割り計算を行う必要はありますか。	事業（活動）の内容上、年間の保険に加入することが適切であれば、特に日割り等で計算される必要はなく、年間の保険料で申請頂いて構いません。保険料が極端に高額な場合は、追加資料を求めることがあります。

13	対象経費	委託費とは、どんなものですか？	助成事業実施に必要なもので、印刷物のデザインの委託などに係る費用などです。
14	その他	未成年者がボランティア活動を行う際、気を付けることはありますか？	必ず、保護者の承諾を得たうえ、万が一けがをした場合の緊急連絡先などを確認してください。危険な作業を避ける、体調確認を行う、熱中症などに気を付けるなど、健康面、安全面を考慮し活動を行ってください。なお、活動に必要な保険料なども助成対象ですので、活動にあたってはボランティア保険等へ加入してください。 ※組織要件・活動要件を備えた団体であれば、熊本市のボランティア活動保険の対象となります。
15	その他	支払いを行った場合、なにか気を付けることはありますか？	支払いの確認に必要ですので、必ず「宛名」「品名」「日にち」「金額」の記載された「領収書」（レシートタイプでも可能）を保管してください。個人へ謝礼を支払った場合も必ず、領収書をもらってください。

【お問い合わせ先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

E-mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

